

F A X 送信案内

平成24年5月2日

大洋リアルエステート株式会社

代表取締役

堀内 正雄 殿

(Fax 06-6226-0671)

中央区銀座6-13-16 銀座ウォールビル9階

TEL03(5565)1830(代) FAX03(5565)1870

橋元綜合法律事務所

鹿島建設株式会社代理人

弁護士 藤原 浩

同 芳賀成之

《件名》 大阪地裁平成23年(メ)第501号
三菱地所-貴社、鹿島
法律関係調整調停事件

《枚数》 2枚(送信表を含む)

《通信欄》 (電話を致します 電話を下さい 連絡は不要です)

・標記の件に関し、当職らからの平成24年4月20日付けFAXに対し、貴社から同日付けFAX送信の書面によるご回答をいただきました。ご多忙中にもかかわらず、直ちにご回答をいただき、誠にありがとうございます。

・ところで、貴社は、当職らから面談要請のFAXにつき、「三菱地所からの遠隔操作である」と決めつけ、貴社のHPにおいて、「なお続く三菱地所の不誠実行為」との標題のもと、当職らのFAX及び貴社のFAXを掲載して公開しております。

・しかしながら、今回の当職らからの面談要請は、標記事件の代理人である当職らの判断に基づき行ったものであり、三菱地所からの指示や要請などに基づくものではありません。したがって、「三菱地所からの遠隔操作」との指摘は全く事実に反するものでありますので、貴社に対し、その旨を申し入れます。

・また、貴社が上記FAX書面において、鹿島のKOパネル問題につき「これ

が引き金となってその後多々TMKや三菱地所の債務不履行が発生した」と指摘されている点も、事実と異なります。TMK等の債務不履行問題は、KOパネル問題とは別個に発生していたものであり、KOパネル問題も平成22年6月の是正工事により解決されております。

・いずれにせよ、当職らとしては、御堂筋フロントタワーの問題の早期解決のため、次回の調停期日までに貴社と話し合うことが必要であると考えていました。現時点では、貴社と話し合いの機会を持つことは厳しいようですが、万一、貴社において当職らと面談しても良いと判断された場合には、当職らにその旨をお伝え下さるようお願いいたします。当職らとしても、貴社との間において前向きにお話できることを心から期待しております。

以上